		日	号外	ページ
	○個人情報保護委員会			
一	個人情報の保護に関する法律施行規則第十一条第一項の外国を定める等の件	二三	13	三
二	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の一部を改正する件	二三	13	四
三	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）の一部を改正する件	二三	13	六
	○金　融　庁			
一	保険業法第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定による同法第二百七十一条の十第一項の認可の失効に関する件	二四		二
	○総　務　省			
一	特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三十条第一号の規定に基づき公示をする件	九		二
二	特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十五条の規定により読み替えて適用される特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則様式第七号の規定に基づき登録外国適合性評価機関の区別及びその他の文字等を定める件の一部を改正する件	九		二
三	公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第三条第四項の規定に基づく公害防止対策事業を指定する件	一〇		四
四	無線機器型式検定に合格した機器の件	一一		二
五	国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件	一五		三
六	特定国外派遣組織を指定する件	一八		四
七	統計法第二条第四項第三号の規定による基幹統計の指定の変更を同法第七条の規定に基づき公示する件	一八	10	五
八	夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件	二一	11	一
九	地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶以外を指定する等の件の一部を改正する件	二二	12	二一
一〇	地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件の一部を改正する件	二二	12	二七
一一	地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件の一部を改正する件	二二	12	三六
一二	有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令第二十一条の規定に基づき総務大臣が別に告示するＩＰアドレスを定める件	二二	12	三九
一三	有線テレビジョン放送等の受信に影響を与えることが検知されないための技術的条件を定める件の一部を改正する件	二二	12	三九
一四	陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件の一部を改正する件	二四	14	二九
一五	工事設計書の記載の一部を省略することができる適合表示無線設備を定める件の一部を改正する件	二四	14	四五
一六	外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件の一部を改正する件	二四	14	四五
一七	登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三⑵の規定に基づく登録検査等事業者等が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件	二四	14	四五
一八	登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三⑵の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件	二四	14	四六
一九	電波法第六条第八項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する電波の周波数を定める件の一部を改正する件	二四	14	四七
二〇	周波数割当計画の一部を変更する件	二四	14	四九
二一	キャリアアグリゲーション技術を用いて行ってはならない通信を定める件を廃止する件	二四	14	五一
二二	無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件の一部を改正する件	二四	14	五一
二三	シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の技術的条件を定める件	二四	14	五二
二四	第五世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針を定める件	二四	14	六七
二五	第五世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針を定める件に基づく特定基地局の開設計画の認定の申請期間等を定める件	二四	14	七三
二六	端末設備であって電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件の一部を改正する件	二四	14	七三
二七	端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件の一部を改正する件	二四	14	七三
二八	端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件の一部を改正する件	二四	14	七五